

## 入札公告

下記の工事について、条件付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和5年10月23日

佐賀西部広域水道企業団 企業長

### 1. 工事概要

(1) 工事番号	改工R5第52号-多
(2) 工事名	県道多久江北線外 配給水管布設替工事
(3) 工事場所	多久市多久町大字別府（羽佐間）地内
(4) 工事概要	県道配水管布設 PE φ100 L=228.8m (L'=229.1m) 市道配水管① PE φ100 L=150.0m (L'=150.1m) 市道配水管② PE φ100 L=143.0m (L'=143.2m) 県道給水管① PP φ50 L=3.0m (L'=3.0m) 市道給水管② PP φ50 L=5.0m (L'=5.0m) 市道給水管③ PP φ30 L=1.5m (L'=1.5m) 県道消火栓① φ75 N=1基 地下式消火栓(单口) 市道消火栓② φ75 N=1基 地下式消火栓(单口) 市道消火栓③ φ75 N=1基 地下式消火栓(单口)
(5) 工期	契約締結日から令和6年2月29日まで
(6) 予定価格(税抜き)	¥24,730,000-
(7) 最低制限価格	予定価格の 9.2／10 の額とする。

### 2. 工事の発注方式

この工事は、単体企業による施工又は共同企業体（以下「企業体」という。）による共同施工方式とする。

### 3. 工事の入札方法

入札書を紙媒体により直接持参または指定の郵送により行うものとする。ただし、郵送方法は、一般書留または簡易書留とする。

### 4. 参加資格要件

#### (1) すべてに共通する参加資格要件

本工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす「単体企業」及び「企業体」とする。

- ① 佐賀西部広域水道企業団競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和5・6年度佐賀西部広域水道企業団入札参加有資格者名簿の建設工事（水道施

設工事)に登録された者であり、かつ、令和5・6年度 佐賀西部広域水道企業団建設業者施工能力等級表(水道施設工事(管路))における等級がA級又はB級の決定を受けていること。

- ④ 過去3年間に請負金額が130万円以上の水道施設工事を受注(下請けを含む。)し、施工した実績(完成・引渡しが完了した者に限る。)を有する者。
  - ⑤ 過去3年間に、企業団が発注した漏水等の修繕工事を施工した実績を有する者。
  - ⑥ 多久市管内に、本店又は入札契約等の権限を委任された支店・営業所を有する者。
  - ⑦ 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、請負金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合は8,000万円以上)となる場合は技術者を専任で配置すること。また、下請契約の総額が4,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)となる場合は、特定建設業許可が必要になるとともに、監理技術者を専任で配置しなければならない。ただし、法第26条第3項ただし書及び第26条第4項の規定に該当する場合は、監理技術者は他の工事現場と兼任することができる。監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - ⑧ 現場代理人は常駐で配置できること。
  - ⑨ 専門技術者については下記の要件を満たすこと。(※イ及びウについては、令和6年3月までの猶予期間あり)
    - ア 佐賀西部広域水道企業団指定給水装置工事事業者であり、かつ、水道法(昭和32年法律第177号)第25条の4に規定する給水装置工事主任技術者を配置できること。
    - イ 日本水道協会の配水管技能者名簿(一般継手、耐震継手)に登録されている技術者を配置できること。(配水管技能者登録証の写しを提出すること。)
    - ウ 配水用ポリエチレンパイプシステム協会又はメーカーが主催する水道配水用ポリエチレン配管施工講習を受講した技術者を配置できること。(水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者の写しを提出すること。)
  - ⑩ 入札参加申請書の提出日において、佐賀西部広域水道企業団の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
  - ⑪ 佐賀西部広域水道企業団建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を当該工事の入札参加申請書提出期限から開札の日までの間、受けていない者
  - ⑫ 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
  - ⑬ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者を除く。
- (2) 企業体で参加する場合に付加する参加資格要件
- ① 2者又は3者の組合せによる企業体で施工すること。なお出資比率は、2者の場合は30パーセント以上、3者の場合は20パーセント以上とする。
  - ② 各構成員は、他の応募者の構成員でないこと。
  - ③ 本工事の入札参加資格申請を行う他の業者と、資本又は人事面において強い関連が

ないこと。

- ④ 企業体の代表者は、佐賀西部広域水道企業団建設業者施行能力等級表（水道施設工事(管路)）のA級又はB級の決定を受けており、企業体の出資比率が構成員中最大の者とする。
- ⑤ 企業体の代表者以外の構成員は、佐賀西部広域水道企業団建設業者施行能力等級表（水道施設工事(管路)）のB級又はC級の決定を受けている者とする。

## 5. 企業体の存続期間

企業体の存続期間は、協定で定める期間までとする。ただし、当該工事に係る請負契約の履行期間が協定で定める期間を超える場合は工事の引き渡し日までとする。

## 6. 入札参加申請書及び入札書の提出

参加を希望する者は、次により申請すること。

### (1) 提出物及び部数

- ① 入札参加申請書 1部
- ② 入札書 1部
- ③ 工事費内訳書 1部
- ④ 誓約書 1部

### (2) 企業体が別途提出する申請書

- ① 共同企業体協定書
- ② 共同企業体編成表

### (3) 受付期間

令和5年10月24日から令和5年11月8日まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

### (4) 提出方法

総務課に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、令和5年11月8日の午後5時必着のこと。

## 7. 工事設計図書等の交付期間及び場所

### (1) 交付期間

令和5年10月23日 午前9時 から 令和5年11月8日 午後5時まで

### (2) 場所

佐賀西部広域水道企業団ホームページからダウンロードするものとする。

### (3) 設計図書等に関する質問がある場合には、「質疑及び回答書」にて書面又は電子メールにより提出すること。なお、質問に対する回答は、佐賀西部広域水道企業団ホームページに掲載する。

提出先	佐賀西部広域水道企業団 総務課
E-mail	<a href="mailto:kigyoudan@sagaseibu-suidou.or.jp">kigyoudan@sagaseibu-suidou.or.jp</a>
質問期間	公告した日から令和5年11月1日 午後5時まで

## 8. 開札の日時等

### (1) 開札日時

令和5年11月9日 午後2時

(2) 開札場所  
佐賀西部広域水道企業団 2階 大会議室

## 9. 入札参加不適格の決定した者に対する理由の説明

入札参加不適格の決定された者は、入札参加できないと決定された理由について説明を求めることができる。

入札参加不適格の決定された理由の説明を求める場合には、令和5年11月16日までに書面（様式は任意）を総務課に提出しなければならない。

書面は持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。書面の提出先は、佐賀西部広域水道企業団 総務課とする。

説明を求められたときは、説明を求めた者に対し説明を求めた日から5日以内に書面により回答する。

## 10. その他

この公告に定めるもののほかについては、佐賀西部広域水道企業団契約事務規程、佐賀西部広域水道企業団建設工事事後審査型条件付一般競争入札実施要領及び入札心得の規定による。

また、「佐賀県ローカル発注促進要領」を適用し、県内企業の受注機会を確保し、雇用の維持を図るものとする。

## 11. 問い合わせ先

〒849-0201

佐賀県佐賀市久保田町大字徳万1869

佐賀西部広域水道企業団

入札・契約担当 総務課

電話 0952-68-3181(代)

FAX 0952-68-3583

E-mail [kigyoudan@sagaseibu-suidou.or.jp](mailto:kigyoudan@sagaseibu-suidou.or.jp)

工事担当 工務一課

電話 0952-68-3138